特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項	なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和8年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	「国民健康保険法」及び「高山市国民健康保険条例」に基づき、当市内に住所を有する被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。特定個人情報ファイルは次の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②資格確認書、資格情報通知書、資格確認書（特別療養費）、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差し止め ⑥保険料の賦課・徴収・還付 ⑦資格継続業務及び高額該当の引き継ぎ業務 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表に基づき、当市は情報提供ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システムの運用に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険（料）システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込システム、宛名管理システム、滞納整理システム、中間サーバー 新国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「新国保総合（国保集約）システム」という。） ※新国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される新国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市町村に設置される新国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険システムファイル、国民健康保険（料）システムファイル、国民健康保険（給付）システムファイル、収納消込システムファイル、宛名管理システムファイル、滞納整理システムファイル、資格情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 3. 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の69、70、71の項 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市 医療保健部 国保年金課 〒506-8555　高山市花岡町２丁目１８番地 電話番号：0577-32-3333

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市 医療保健部 国保年金課 〒506-8555　高山市花岡町２丁目１８番地 電話番号：0577-32-3333

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①ユーザー認証の管理を行っている。 ②アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月20日	Ⅰ－1－② 事務の概要	①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差し止め ⑥保険料の賦課・徴収	①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差し止め ⑥保険料の賦課・徴収 ⑦資格継続業務及び高額該当の引き継ぎ業務	事前	平成30年4月から国民健康保険が広域化（県単位化）されることによる資格管理等の情報連携を岐阜県国民健康保険団体連合会と行う業務等について追記
平成29年2月20日	Ⅰ－1－③ システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険（料）システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込システム、宛名管理システム、滞納整理システム、高額療養費システム、口座システム、中間サーバ	国民健康保険システム、国民健康保険（料）システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込システム、宛名管理システム、滞納整理システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	平成30年4月から国民健康保険が広域化（県単位化）されることにより岐阜県国民健康保険団体連合会と資格管理等の情報連携を行う国保情報集約システム等について追記 高額療養費システムは国民健康保険（給付）システム内に組み込まれているため削除 口座システムの情報は個人番号と紐付けないため削除
平成29年2月20日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険システムファイル、国民健康保険（料）システムファイル、国民健康保険（給付）システムファイル、収納消込システムファイル、宛名管理システムファイル、滞納整理システムファイル、高額療養費システムファイル、口座システムファイル、中間サーバ	国民健康保険システムファイル、国民健康保険（料）システムファイル、国民健康保険（給付）システムファイル、収納消込システムファイル、宛名管理システムファイル、滞納整理システムファイル、資格情報ファイル	事前	平成30年4月から国民健康保険が広域化（県単位化）されることにより岐阜県国民健康保険団体連合会と資格管理等の情報連携を行う国保情報集約システム等について追記 高額療養費システムは国民健康保険（給付）システム内に組み込まれているため削除 口座システムの情報は個人番号と紐付けないため削除
平成29年2月20日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 42、43、44、45の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 42、43、44、45の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
平成30年1月5日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第26条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条　第53条	[情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条　第53条、第55条の2、第59条の3	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
平成30年1月5日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成28年10月31日　時点	平成29年10月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年1月5日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成28年10月31日　時点	平成29年10月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	Ⅰ－5－② 所属長	市民課長　田中　一美	市民課長	事後	組織編制後の変更提出による
平成31年1月8日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成29年10月31日　時点	平成30年11月30日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成29年10月31日　時点	平成30年11月30日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	Ⅳリスク対策		（項目追加による記載）	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月28日	Ⅰ－1－② 事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	オンライン資格確認のしくみが令和3年3月を目途に運用開始されることに伴い事業を追加
令和2年1月28日	Ⅰ－1－② 事務の概要		＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加
令和2年1月28日	Ⅰ－1－③ システムの名称	次期国保総合システム、国保情報集約システム	新国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「新国保総合（国保集約）システム」という。） ※新国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される新国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市町村に設置される新国保総合PCで構成される。	事後	「次期国保総合システム」を「新国保総合システム」に名称変更するとともに、新国保総合システムと国保情報集約システムの説明を追加
令和2年1月28日	Ⅰ－3 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表第一の30の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表第一の30の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 3．国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	個人番号の利用の法令上の根拠に、オンライン資格確認のしくみが令和3年3月を目途に運用開始されることに伴い、国保連合会又は支払基金に情報の収集、整理、利用、提供に関する事務を委託する根拠を追加
令和2年1月28日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 42、43、44、45の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 42、43、44の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	高山市では国民健康保険料の特別徴収を行っておらず、別表第二の45の項の情報照会を行わないため、同項を削除
令和2年1月28日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第15条、　第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条　第53条、第55条の2、第59条の3	[情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、　第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条　第53条、第55条の2、第59条の3	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の情報提供事務の法令上の根拠に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の改正により追加された条項を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月28日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠		[オンライン資格確認の準備業務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 2．国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠に、オンライン資格確認の準備業務の根拠を追加
令和2年1月28日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成30年11月30日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年1月28日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成30年11月30日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月15日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月15日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年1月27日	Ⅰ－1－② 事務の概要	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	＜オンライン資格確認等システムの運用に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	オンライン資格確認等システムの稼働が開始したことにより内容修正
令和4年1月27日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 42、43、44の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 [情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条第53条、第55条の2、第59条の3	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の 42、43、44の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 [情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条第53条、第55条の2、第59条の3	事後	番号利用法第19条について、新たに1号追加となったことにより条項を修正
令和4年1月27日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[オンライン資格確認の準備業務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 2．国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	[オンライン資格確認業務] 1．国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システムの稼働が開始したことにより、準備業務の根拠を削除
令和4年1月27日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年1月27日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	Ⅰ-1-② 事務の概要	①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、 　限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差し止め ⑥保険料の賦課・徴収 ⑦資格継続業務及び高額該当の引き継ぎ業務	①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、 　限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差し止め ⑥保険料の賦課・徴収・還付 ⑦資格継続業務及び高額該当の引き継ぎ業務	事後	公金受取口座情報の利用開始に伴い、還付業務を追加
令和5年4月19日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年4月19日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年3月26日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年3月26日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年9月23日	Ⅰ－1－② 事務の概要	番号法別表第二	番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項　別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 3. 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 3. 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の 42、43、44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 　で定める事務及び情報を定める命令 　第25条、第25条の2、第26条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 　第19条第8号、別表第二の 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条第53条、第55条の2、第59条の3 [オンライン資格確認業務] 1. 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の69、70、71の項 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 [オンライン資格確認業務] 1. 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－5－① 部署	市民保健部　市民課	医療保健部　国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－5－② 所属長の役職名	市民課長	国保年金課長	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民保健部　市民課	医療保健部　国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民保健部　市民課	医療保健部　国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和6年8月31日　時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和6年9月23日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和6年8月31日　時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和7年2月25日	Ⅰ－1－② 事務の概要	②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	②資格確認書、資格情報通知書、資格確認書（特別療養費）、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	事後	令和6年12月2日に保険証が廃止されたことによるもの
令和7年2月25日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和6年8月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年2月25日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和6年8月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業		（項目追加による記載）	事後	特定個人情報保護評価書の様式変更による
令和7年2月25日	Ⅳ－11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		（項目追加による記載）	事後	特定個人情報保護評価書の様式変更による
令和7年2月25日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和7年1月31日　時点	令和8年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年2月25日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和7年1月31日　時点	令和8年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新